

自動車保管場所証明（車庫証明）手続の簡素化（回答）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、自動車保管場所証明事務の適切な実施を確保しつつ、申請者の負担軽減を図る観点から改善の余地がある等の意見を踏まえて、平成24年8月24日、警察庁に対しあっせんし、同年12月26日同庁から回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

自動車の保管場所証明（いわゆる車庫証明）は、車を買替えるたびに取得しなければならないが、買替え前の車の車庫を使用する場合には、これを省略できるようにして欲しい。

- ・ 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「車庫法」という。）第4条では、自動車の登録時に保管場所証明書（いわゆる車庫証明）の提出を義務付け。
- ・ 現行の車庫法では、買替え時であっても車庫証明手続の「省略」は不可。本件行政相談の主旨は、車庫証明手続の簡素化を求めるものであり、その観点から、申請者の負担軽減策について検討。

（あっせん要旨）

警察庁は、次の措置を講じる必要がある。

- ① 保管場所証明申請書の提出について、申請者が郵送により提出する場合に受理できる基準等を策定し、各都道府県警察に周知すること
- ② 保管場所証明申請書の添付書類である配置図の保存方法等を検討した上で、配置図の添付を省略することの可否について検討すること
- ③ オンラインワンストップサービス利用可能地域及び対象範囲の拡大に努めること



（回答要旨）

- ① 保管場所証明申請書の郵送による提出については、直ちに措置することは困難であるが、手数料の取扱いや記載不備の対応等の問題点の解決状況を踏まえて、検討を行う。
- ② 配置図については、自動車保管場所が当該自動車を支障なく出入りさせ、かつ収容できることを確認するために不可欠な書面であるため、同図の省略は、厳格な保管場所審査に支障を及ぼすことから困難である。
- ③ オンラインワンストップサービスについては、関係省庁の間において、平成29年度を目途に全都道府県での稼働を目指すことで合意しているところであり、引き続き、当該サービスの利用可能地域及び対象範囲の拡大に努める。

担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室長 花田 聡

電話：03-5253-5425（直通）

FAX：03-5253-5426

ご意見受付：

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

